

テーマ型提案 募集シート

◆募集内容について

| | |
|-------------------------|---|
| 募集テーマ | 自主防犯パトロールを実施する事業者の募集について |
| 募集テーマの概要 | 防犯活動を通じた地域貢献に関心があり、市の自主防犯活動団体としての委嘱を受けて自主防犯パトロールを実施する市内事業者を広く募集します。 |
| 提案を募集する背景・課題 | 戸田市は、県内でも犯罪が多い地域であったことから、警察、市民、事業者等と連携し、地域ぐるみで各種防犯対策に取り組んでいます。これらが奏功し年々犯罪発生件数は減少していますが、未だ市民の間で根強く残る「犯罪の多いまち」のイメージを払拭していくため、地域貢献や防犯活動に関心のある事業者との連携を助け、安全に暮らせるまちづくりを推進していきたいと考えています。 |
| 募集対象 | <p>■ <u>公民連携の提案及び連携事業者の募集</u> ⇒テーマに関する公民連携の提案・アイデア及び連携事業者を募集するものです。</p> |
| ※チェックのついたものが、今回の募集の対象です | <p>□ <u>公民連携の提案のみの募集</u> ⇒戸田市が今後の事業の方針や仕様を定めるために、テーマに関する公民連携の提案・アイデアのみを募集するものであり、連携事業者を募集するものではありません。</p> |
| 戸田市が希望する提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動を通じた地域貢献に関心があり、市の委嘱を受けて自主防犯パトロールに参加する提案 ・市の現在の取組に捉われず、事業者の強みや特性を活かした自主防犯活動に関する提案 |
| 想定する提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯装備車両を用いた定期的な自主防犯パトロールの実施 ・通学路周辺区域の巡回パトロールによる登下校時の子どもの見守り ・(例) 水道検針業務等、外回り業務を行いながら地域をパトロールし、犯罪や子どもへの声かけ事案等を発見した場合、110番通報への協力 |

◆提案にあたって

| | |
|--------|---|
| 募集期間 | 随時 |
| 実施予定時期 | 市と事業者とで協議の上決定 |
| 提案の方法 | 戸田市公民連携提案シート（テーマ型提案）をご提出ください。提案シートの他、企画書や関連資料等の添付も可能です。 |

| | |
|--|---|
| <p>提案の選定方法</p> <p>※チェックのある方法で選定します</p> | <p><input type="checkbox"/> 特に選定をしません (提案内容が妥当であれば採用数を絞り込まない)</p> <p><input type="checkbox"/> 審査等による選定等を実施 (提案内容等を審査・選定し採用数を絞り込む)</p> <p><input type="checkbox"/> 提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施</p> <p>■その他(原則として、提案内容が妥当であれば選定を行いませんが、戸田市暴力団排除条例その他法令に基づき、実施適性を欠くと判断した場合は、協力をお断りさせていただきます。)</p> |
| <p>戸田市から提供できるメリット</p> | <p>・提案者が市の委嘱を受けて自主防犯活動を行う事で企業等のイメージアップにつながっていきます。</p> |
| <p>予算措置の可能性</p> | <p>予算措置はありません。</p> |
| <p>その他留意点</p> | <p>・選定後、市の自主防犯活動団体の委嘱手続きを行っていただきます。</p> <p>・自主防犯パトロールで発生する費用は、原則提案者の負担となりますが、協議により徒歩でのパトロールに必要な物品(反射ベスト、誘導灯等)を市から提供することも可能です。</p> <p>・市の自主防犯団体の委嘱を受けた事業者は、市で所有する青色回転灯装備車両の貸出しを受けてパトロールすることができます(別途手続きが必要です。)</p> |
| <p>募集内容についての問い合わせ先</p> | <p>戸田市市民生活部くらし安心課 防犯担当 電 話 : 048-441-1800 (内線 370)</p> |
| <p>提案の申し込み先</p> | <p>戸田市企画財政部共創企画課 (公民連携ファーム) 電 話 : 048-441-1800 (内線 436) Email : kikaku@city.toda.saitama.jp</p> |

戸田市公民連携提案制度 募集要項

1 趣 旨

複雑化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、多様な分野において民間企業等と行政がそれぞれの持つ資源や特色、ノウハウを活かした公民連携に取り組んでいくことが必要となっております。

そこで、公民連携を一層推進していくため、本制度を創設し、民間企業等からアイデアや事業提案を広く募集するものです。

2 提案に当たっての前提

(1) 提案内容

民間企業等が持つアイデアやノウハウを活かすことで、市民サービスの向上や事業又は事務の効率化に寄与する提案を募集します。

そのため、以下のような提案については、受け付けていません。

- ・単に事業を廃止する提案
- ・法令に反すると認められる提案
- ・公平性等が著しく阻害されると認められる提案
- ・単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- ・抽象的なアイデアで、実現可能性が低いと認められる提案
- ・その他、市長が不適切であると認めた提案

(2) 提案者

民間企業等が持つアイデアを広く募集することから、以下の項目に該当する民間企業等を除く、全ての民間企業等から提案を募集します（個人からの提案は除きますが、個人事業主からの提案は受け付けます）。

- ・戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第4条第5項に該当するもの
 - (1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者
 - (2)地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
 - (3)戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第13条の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- ・その他、市長が不適格であると認める者

3 提案募集の類型

公民連携提案制度の募集については、事業者から自由に事業を募集する「フリー型提案」と行政があらかじめテーマや仕様等を設定し、提案を募集する「テーマ型提案」の2類型

での提案募集とします。

なお、「テーマ型提案」については、抽象的な行政課題と具体的な行政課題（ある程度仕様等が明確なもの）のテーマに分類します。

提案募集の種類の違いは以下のとおりです。

| 項目 | フリー型 | テーマ型 | |
|-----------------------|------|----------|------------------------------|
| | | 抽象的 | 具体的 |
| テーマ | 無し | 抽象的な行政課題 | 具体的な行政課題 ※仕様等がある程度設定できるもの |
| 提案募集期間 | 通年受付 | 通年受付 | 課題ごとに期間を区切って設定 |
| 事前協議の必要性 (原則、対面形式) | 必須 | 必須 | 不必要 |

4 提出書類（段階別）

| 提案段階 | 提出書類 |
|---------------------|---|
| 提案等に関する相談段階 | 「戸田市公民連携提案シート」（別紙 1、別紙 2）をメールにて送付 |
| 事前協議段階 (原則、対面形式) | 提案説明用資料（説明用資料の様式は問わない） |
| 提案審査や業者選定等の段階 | ※戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第 5 条に規定する書類で必要と認められる書類（戸田市入札参加資格がある場合、上場企業、提案内容から提出不要と認められる場合は除く） |

5 提案等の審査

- (1) 提案そのものの適正性を審査する必要がある場合、又は公募時に同様の内容で複数応募があり、公平性の観点で調整ができない場合については、審査を行うものとする。
- (2) 審査にあたっては、公民連携提案審査委員会で判断をしていくものとする。
なお、ネーミングライツのように、他に審査基準等が定められている場合は、それらに基づくものとします。
- (3) 市の歳出入が発生する事業の場合は、入札等のルールに従って事業者を決定するものとします。

6 協定の締結

提案審査又は業者選定の結果、事業及び事業者が決定したときは、原則として市と当該

事業者の間で協定を締結します。ただし、市の歳出入を伴う事業については、入札等のルールに即して対応するものとします。

7 留意事項

- ・本制度は、あくまで民間企業等が持つアイデアを広く募集することを目的とした制度であることから、提案者が必ずしも事業実施者等になるとは限らず、提案の性質等（市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無など）により、入札又は公募の手続きを経ることがあります。
- ・提案内容、調整の結果その他の諸事情により、今後、提案者との対話・調整を行わないことがあります。
- ・提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることがあります。
- ・提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- ・提案の成立・不成立にかかわらず、市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をしません。
- ・発案者は、発案書類の内容が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、発案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じていただきます。
- ・提案内容は、事業実現後に実績周知のためホームページ等に公表する場合がありますので、公表を望まない場合は、事前に相談してください。
- ・提案が採用された場合であっても、実施年度の翌年度以降の事業の実施及び実施者を確約するものではありません。

別紙 2

戸田市公民連携提案シート（テーマ型提案）

年 月 日

1. 募集リストNo.及び名称等

| | |
|--------|--|
| リストNo. | |
| 募集テーマ名 | |

2. 提案者情報及び提案内容

| | |
|-------------|--|
| 法人（団体）名 | |
| 所在地 | |
| 連絡担当者名 | |
| 電話番号 | |
| E-mail アドレス | |

3. 提案内容

| タイトル | 内 容 |
|------|-----|
| | |

※提案の内容をできるだけ具体的に記載してください。

※別紙で企画書等を添付して頂いても結構です。